## 青森市子ども総合プランの一部改定について

## 1 一部改定の経緯

青森市子ども総合プランは、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間としており、 令和3年3月で計画期間満了を迎えます。

本プランは、旧総合計画\*後期基本計画の分野別計画(令和元年度から個別計画という)として 策定したものでありますが、平成31年2月に策定した青森市総合計画前期基本計画(計画期間は 令和元年度から令和5年度の5年間)に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られ ていることから、本プランと青森市総合計画前期基本計画の計画期間の終期を合わせるとともに、 一部文言や目標とする指標等の修正・追記を行います。

※ 総合計画 … 本市のまちづくりにおける最上位指針として、目指すべき将来都市像や 将来都市像実現のための基本視点等を定めている計画。



## 2 一部改定の主な内容

- ・計画期間を前期基本計画の終期と合わせ令和5年度まで延長
- ・統計数値等の時点修正(人口、人口構成、出生数など)
- ・青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正
- ・目標とする指標及び目標値の修正
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正(令和元年6月)に伴う 子どもの貧困対策についての計画としての記載内容の追記

## 3 スケジュール

令和2年 7月 第1回専門分科会(7/29 開催)でフォローアップを実施

10月 第2回専門分科会(10/2 開催)で一部改定(素案)を審議 | 今回

11月 第3回専門分科会で一部改定(案)を審議 (※ 第3回専門分科会は必要に応じて開催)

令和3年 1月 民生環境常任委員協議会で一部改定案を報告

2月 庁議で計画を決定